

大阪市東淀川区医師会立訪問看護ステーション

訪問看護サービス重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知つておいて頂きたい内容を、説明致しますので、分らない事、分りにくい事がありましたら遠慮なく質問して下さい。

1. 事業者概要

事業者名称	一般社団法人 大阪市東淀川区医師会		
事業者の所在地	大阪市東淀川区豊新 2-3-7		
法人種別	一般社団法人		
代表者	大阪市東淀川区医師会会長 辻 正純		
電話番号	06-6320-2226	FAX番号	06-6326-8484
法人設立年月日	平成23年4月1日 (社団法人から一般社団法人へ移行年月日)		
指定事業所名	大阪市東淀川区医師会立訪問看護ステーション		
大阪市指定番号	2763090020		
近畿厚生局指定番号	30-9.002.0		
所在地	大阪市東淀川区菅原4-4-37 東淀川区在宅サービスセンター「ほほえみ」内		
電話番号	06-6379-1221	FAX番号	06-6379-1231
管理者 (相談担当者)	大阪市東淀川区医師会立訪問看護ステーション 吉村 由布子		
通常の実施地域	大阪市東淀川区、 摂津市南別府町、摂津市別府、吹田市西御旅町、吹田市東御旅町		
事業内容	訪問看護		

2. 事業の目的

一般社団法人大阪市東淀川区医師会が設置する大阪市東淀川区医師会立訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業(以下「事業もしくは訪問看護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を確保することを目的とする。

3-1. 事業の運営方針(指定訪問看護) 介護

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- ⑤ 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。
- ⑥ 前5項の他、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3-2. 事業の運営方針(指定介護予防訪問看護) 介護予防

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の出来る事は利用者が行う事を基本としたサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- ⑤ 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報提供を行うものとする。
- ⑥ 前5項の他、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3-3. 事業の運営方針(指定訪問看護) 医療

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- ⑤ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。
- ⑥ 前5項の他、「指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第80号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 事業所の従業員数、職務内容

●管理者：吉村由布子(常勤)

- ① 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
- ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。
- ③ 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

●正看護師：6名(常勤2名 管理者含む／非常勤4名)

- ① 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。
- ② 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。
- ③ 利用者へ訪問看護計画を交付し、訪問看護のサービスを提供します。
- ④ 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。
- ⑤ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導、適切な技術をもって利用者に訪問看護を行います。
- ⑦ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者と連携を図ります。
- ⑧ 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

●事務職員：1名(常勤1名)

- ① 介護・医療給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

5. 営業時間

営業日 (月)～(金)／9時～17時 (土)／9時～12時

休業日 日曜日・祝祭日・12月28日 12時～1月4日・8月12日～8月17日

6. 訪問看護の内容、訪問看護の提供について

- ① 訪問看護の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護(要支援)認定の有効期間)を確認させて頂きます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護(介護予防)支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の訪問看護指示書に基づき実施します。
- ④ 利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者が作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明致しますので、ご確認頂くようお願いします。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。
- ⑤ 訪問看護の提供にあたっては、要介護(要支援)状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。サービス内容は以下の通りとします。

一般状態のチェック／食事介助／リハビリテーション指導／保清援助

排泄援助／体位交換／褥瘡の予防と処置及びガーゼ交換／服薬管理

カテーテル等の管理／採尿／介護指導全般

- ⑥ 事業所は主治医に対し、訪問看護計画及び訪問看護報告書を提供します。

- ⑦ 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし、分からぬことがありますたら、いつでも担当看護師に遠慮なく質問して下さい。

7-1. 利用料の目安 介護・介護予防 (P9、12参照)

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
基本費用合計 介護	3, 558円	5, 304円	9, 218円	12, 610円
基本費用合計 介護予防	3, 436円	5, 081円	8, 896円	12, 187円
利用者負担額	上記の一割、 二割または三割	上記の一割、 二割または三割	上記の一割、 二割または三割	上記の一割、 二割または三割

- ※ 上記にはサービス提供体制強化加算が加算されています。
- ※ 夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)の訪問は、所定単位数の100分の25、深夜(22時～6時)の訪問は、100分の50に相当する単位数が加算されます。
- ※ 20分未満の訪問看護は週1回以上20分以上の訪問看護計画がある方です。
- ※ 利用者の容態の変化により特別指示書が交付されますと14日間に限り医療保険適応になります。
- ※ 生活保護法、更正医療(身体障害者)、特定疾病、精神保健法、また、症状悪化、終末期医療対象の方は、ご相談下さい。

7-2. 利用料の目安 医療 (P10、11、12参照)

回数制限	訪問看護療養費	利用者負担
通常週3回迄 (訪問回数の上限) (1回90分まで)	基本療養費…5, 550円／日 ※週4回目以降は1, 000円加算 精神基本療養費…4, 250円／日 (30分未満) 精神基本療養費…5, 550円／日 (30分以上) 管理療養費…3, 000円／日 ※月の初日は7, 670円	・75歳以上…訪問看護療養費の1割(一定所得以上の方は2割、もしくは3割) ・75歳未満…健康保険の種類により定められた負担額

- (i) 介護保険申請中の方の訪問看護サービスについては、基本利用料の金額をお支払い頂きます。
- (ii) 事業者はあなたに対し、利用料を、月末しめ翌月初めに、一括払いとし請求書を発行し、その後、領収書の発行を致します。

8. 担当の職員と禁止行為

担当看護師についてはご希望を尊重して調整しますが、当事業所の人員体制などにより、変更の可能性があります。その場合には、事前に了解を得るように致します。また、利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、管理者までご相談ください。職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、提示をお求め下さい。

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④ 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画の作成に努めます。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練の実施に努めます。

11. 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

事業者及び事業者の使用者は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約が終了した後も継続します。

事業者は、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 個人情報保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙、電磁的記録)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13. 事故発生時の対応について

- ① 当事業者が利用者に対して行う訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ③ 事故が生じた際には、速やかにその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

14. 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	医療機関	
	氏 名	
	所 在 地	
	電話番号	
ご家族など 緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
119搬入先希望医療機関		

15. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 虐待の防止のための指針の作成、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設立、成年後見制度の利用など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待防止に関する責任者は下記の通りです。

東淀川区医師会立訪問看護ステーション 管理者：吉村 由布子

電話：06-6379-1221 ／ FAX：06-6379-1231

16. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 苦情処理体制及びその手順

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ② 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
- ③ 相談担当者は把握した状況を東淀川区医師会長、担当理事に報告すると同時に、管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。) まずは、サービスに関する相談や苦情については下記へお願いします。

東淀川区医師会立訪問看護ステーション 担当:吉村由布子

電話:06-6379-1221 / FAX:06-6379-1231

他の相談、苦情先一覧表

事業所の窓口	事業者名 所 在 地 代表者名 電 話 F A X 受付時間	一般社団法人 大阪市東淀川区医師会 大阪市東淀川区豊新2-3-7 会長 辻 正純 06-6320-2226 06-6326-8484 月～金 午前10時～午後5時
市町村の窓口	名 称 所 在 地 電 話 F A X 受付時間	東淀川区役所 保健福祉課 介護保険係 大阪市東淀川区豊新2-1-4 06-4809-9859 06-6327-2840 月～金 午前9時～午後5時30分
	名 称 所 在 地 電 話 F A X 受付時間	大阪市福祉局高齢施策部介護保険課 大阪市中央区船場中央3丁目1番 7-331 (指定・指導グループ) 06-6241-6310 06-6241-6608 月～金 午前9時～午後5時30分
公共団体の窓口	名 称 所 在 地 電 話 受付時間	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常磐町1-3-8 06-6949-5418 月～金 午前9時～午後5時

18. ハラスメントについて

利用者またはそのご家族より著しい迷惑行為、社会通念を超えた苦情、ハラスメント行為（暴言・暴力・誹謗中傷・セクシャルハラスメント）などにより業務遂行に支障が起きていると判断された場合は、契約を解除させて頂きます。

事業者は、利用者に対してより良い介護を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、ハラスメント防止対策の指針を作成します。

重要事項説明年月日： 年 月 日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)もしくは「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)もしくは「指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第80号)に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者名	一般社団法人 大阪市東淀川区医師会	印
所 在 地	大阪市東淀川区豊新2-3-7	
代表者名	会長 辻 正純	
事業所名	大阪市東淀川区医師会立訪問看護ステーション	
所 在 地	大阪市東淀川区菅原4-4-37 東淀川区在宅サービスセンター「ほほえみ」内	

説明者名 _____ 印

上記の内容の説明を確かに事業者から受けました。

◆ご利用者	住 所	TEL	()
氏 名				
◆代理人 ご利用者との続柄()	住 所	TEL	()
氏 名				

介護・介護予防

★ 基本費用(目安)

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
基本費用合計 介護(10割)	3, 558円	5, 304円	9, 218円	12, 610円
基本費用合計 介護予防(10割)	3, 436円	5, 081円	8, 896円	12, 187円

- ※ 上記にはサービス提供体制強化加算(厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所。具体的には研修等を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている事)が加算されています。
- ※ 夜間(18時~22時)・早朝(6時~8時)の訪問は、所定単位数の100分の25、深夜(22時~6時)の訪問は、100分の50に相当する単位数が加算されます。

★ 加算等(目安)

加 算	基本費用 (10割)	要件
緊急時訪問看護加算	6, 382円	別紙参照
特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ	5, 560円 2, 780円	別に厚生労働大臣が定める方 (特別な管理を必要とする方)
ターミナルケア加算	27, 800円	ターミナルケアを行った後、お亡くなりになられた場合
初回加算	3, 892円	新規に訪問看護計画を作成し、病院等からの 退院日に訪問看護を行った場合
	3, 336円	新規に訪問看護計画を作成した場合
退院時共同指導加算	6, 672円	退院・退所にあたり医師等と共同し療養上 必要な指導を行い文書で提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	2, 780円	介護員等の特定行為業務の支援を行った場合
長時間訪問看護加算	3, 336円	60~90分未満の看護の後、引き続き行う場合
複数名訪問加算 30分未満 30分以上	2, 824円 4, 470円	同時に複数の看護師が1人の方に 訪問看護を行う場合
	2, 235円 3, 525円	同時に看護師と看護補助者が1人の方に 訪問看護を行う場合
口腔連携強化加算	556円	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の 評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ 情報提供した場合

利用者負担額は上記の1割、
一定以上の所得の方は2割もしくは3割です。

医療

★ 利用料

項目			内容
①基本療養費	5,550 円／1 日 (週 3 日目)	6,550 円／1 日 (週 4 日目以降) 厚労省の定める規程の方のみ	指定訪問看護を行った場合。また、定めによる同一建物居住者への訪問看護、厚労省の定める規程の方の一時外泊時に訪問看護を行った場合は左記とは異なります。
②精神科基本療養費	4,250 円／1 日 30 分未満 5,550 円／1 日 30 分以上 (週 3 日目)	5,100 円／1 日 30 分未満 6,550 円／1 日 30 分以上 (週 4 日目以降) 退院後 3 月以内の方は 5 日目迄	精神指定訪問看護を行った場合。また、定めによる同一建物居住者への訪問看護、厚労省の定める規程の方の一時外泊時に訪問看護を行った場合は左記とは異なります。
③管理療養費	7,670 円／1 日 1 日目	3,000 円／1 日 2 日目以降	①②の方に計画的な管理を継続して実施している場合
④難病等複数回訪問加算	4,500 円／1 日 2 回目	8,000 円／1 日 3 回目以降	厚労省の定める規程の方(精神の方は精神科在宅患者支援管理料算定者)に、1 日 2 回以上訪問した場合。定めによる同一建物居住者への複数回訪問看護を行った場合は左記とは異なります。
⑤特別管理加算	2,500 円／1 ヶ月	5,000 円／1 ヶ月 (重症度高い方)	医療器具装着などの特別な管理を要する方
⑥24 時間対応体制加算	6,520 円／1 ヶ月		別紙参照
⑦情報提供療養費	1,500 円／1 ヶ月		別紙参照
⑧乳幼児加算	1,300 円／1 日 1,800 円／1 日(厚労省の定める規程の方のみ)		6 歳未満の乳幼児の方
⑨夜間・早朝、深夜訪問看護加算	夜間・早朝 2,100 円／1 日 深夜 4,200 円／1 日		夜間午後 6 時～午後 10 時迄、早朝午前 6 時～午前 8 時まで、深夜午後 10～翌 6 時までに訪問看護を行った場合
⑩長時間訪問看護加算	5,200 円／1 回		厚労省の定める規定の方に 90 分を超える訪問看護を行った場合
⑪ターミナルケア療養費	25,000 円／1 ヶ月、 10,000 円／1 ヶ月(特養の看取り加算等算定者)		ターミナルケア後お亡くなりになった場合
⑫複数名訪問看護加算 (精神科以外)	4,500 円／1 日 週 1 回迄 (他の看護師と同時) 3,000 円／1 日 週 3 回迄 (その他の職員と同時) 3,000 円／1 日 1 回、6,000 円／1 日 2 回、 10,000 円／1 日 3 回以上 (その他の職員と同時(厚労省が定める規程の方))		厚労省の定める規程の方に同時に複数の看護師等が訪問した場合。定めによる同一建物居住者への複数名訪問看護を行った場合は左記とは異なります。

⑬精神科 複数名訪問看護加算	4,500 円／1 日 1 回、9,000 円／1 日 2 回、 14,500 円／1 日 3 回以上(他の看護師と同時) 3,000 円／1 日 1 回(看護補助者等と同時)	主治医が必要性があると認める方に同時に複数の看護師等が訪問した場合。定めによる同一建物居住者への精神科複数名訪問看護を行った場合は左記とは異なります。
⑭退院時共同指導加算	8,000 円／1 回	退院等に際し医師などと共同で療養指導を行った場合
⑮特別管理指導加算	2,000 円／1 回	⑤方に退院等に際し医師などと共同で療養指導を行った場合
⑯退院支援指導加算	6,000 円／1 回、 8,400 円／1 回(長時間の訪問看護)	厚労省の定める規定の方などに退院当日に訪問看護を行った場合
⑰緊急訪問看護加算	2,650 円／1 日 (月 14 日目まで) 2,000 円／1 日 (月 15 日目以降)	診療所又は在宅療養支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合
⑯在宅患者連携指導加算	3,000 円／1 ヶ月	医師、歯科医師、薬剤師などと文書にて情報を共有し、それを踏まえ療養指導を行った場合
⑯在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円／1 ヶ月 2 回まで	急変に伴いご自宅に訪問し、医師などとカンファレンスを実施した場合
⑯看護・介護職員連携 強化加算	2,500 円／1 ヶ月	喀痰吸引等をご利用者の利用している介護事業者に支援をした場合
⑯精神科重症患者支援 管理連携加算	8,400 円／1 ヶ月 (精神科在宅患者支援管理料 2 のイの算定者) 5,800 円／1 ヶ月 (精神科在宅患者支援管理料 2 のロの算定者)	診療所と連携して共同で会議を行い、支援計画を策定し定期的な訪問看護を行った場合

左記、上記は10割です。

健康保険の種類により定められた負担割合をお支払頂きます。

介護

★ その他 利用料

		利用料
延長時間 訪問看護料(長時間訪問看護加算不可の方)		30分 4,000円
死後処置料		5,000円
保険適用除外の方 30分未満 訪問看護料		4,500円
保険適用除外の方 30分～60分 訪問看護料		9,000円
保険適用除外の方 60分～90分 訪問看護料		13,500円
サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
キャンセル料	前日のキャンセルの場合 (17時迄にご連絡下さい。)	キャンセル料は不要です。
	当日のキャンセルの場合	利用料相当額の100%(利用者負担額が0%の方は保険請求額の10%)を請求致します。
ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 また、当日のキャンセルが頻回な場合、サービスをお断りさせて頂く場合がございます。		

医療

★ その他 利用料

		利用料
休業日の訪問料		3,000円
死後処置料		5,000円
延長時間 訪問看護料 (長時間訪問看護加算不可の方)		30分 4,000円
同日訪問の時間外(17時～翌朝9時)訪問料		2,500円
保険適用除外の方 30分未満 訪問看護料		4,500円
保険適用除外の方 30分～60分 訪問看護料		9,000円
保険適用除外の方 60分～90分 訪問看護料		13,500円
サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
キャンセル料	前日のキャンセルの場合 (17時迄にご連絡下さい。)	キャンセル料は不要です。
	当日のキャンセルの場合	利用料相当額の100%(利用者負担額が0%の方は保険請求額の10%)を請求致します。
ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 また、当日のキャンセルが頻回な場合、サービスをお断りさせて頂く場合がございます。		